

**平成 28 年度上半期調達改善の取組に関する点検結果  
(案)**

**平成 29 年 3 月 28 日**

**行政改革推進会議**

行政改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）は、平成 25 年 4 月に「調達改善の取組の推進について」を決定し、以下により、政府全体として調達改善の取組を推進することとしてきている。

- ・各府省庁は、原則として毎年度開始までに当該年度の調達改善計画を策定、公表し、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後、当該計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表すること。
- ・行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果を点検し、必要に応じ指摘・助言を行うとともに、各府省庁が有する調達改善のノウハウ等の共有化・標準化を図ること。

今般、各府省庁において、平成 28 年度調達改善計画の上半期自己評価が実施されたことを受け、行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果について、歳出改革ワーキンググループ委員（※）によるヒアリング結果等を踏まえ、点検を実施した。その結果は、以下のとおりである。

- ※ 秋池 玲子 委員
- 有川 博 委員
- 石堂 正信 委員
- 川澤 良子 委員
- 野本 満雄 委員

## 1 平成 28 年度調達改善計画の策定状況

近年の国の契約金額は 8 兆円前後で推移している。

参考：国の契約金額の推移

(単位：兆円)

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
7.6	8.4	8.1	8.1	6.4	6.9	7.5	8.4	8.3	8.0

出典：財務省「契約に関する統計」及び内閣官房調査

(国の調達に係る契約金額、契約種別の全体像等について参考 1～3 を参照)

財政事情が厳しさを増す中、限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスについて、費用対効果に優れた調達を行うことが不可欠な状況となっている。

調達改善の取組は、費用対効果といった経済性に加えて、公正性、透明性、履行の確実性といった多様な要請にも合致しなければならず、また、会計法令を始めとする諸法規を遵守しなければならない。

さらに、調達改善の取組を実施するに当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和 41 年 6 月 30 日法律第 97 号)等の法令が要請する政策的な配慮との整合性に留意する必要もある。

各府省庁は、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、取組を深化させ、調達改善の成果を得ていく必要がある。

### (1) 共通的な取組

平成 28 年度調達改善計画においては、初めて共通して推進すべき取組(①一者応札の改善、②地方支分部局等における取組の推進及び③電力調達の改善に係る取組)が設けられた。

### (2) 重点的な取組及び継続的な取組

各府省庁は、自府省庁の調達する財・サービスの特性に応じて、「調達改善の取組の強化について(調達改善の取組指針の策定)」(平成 27 年 1 月 26 日行政改革推進会議。以下「指針」という。)を踏まえ、「重点的な取組」等の調達改善計画を策定した。多くの府省庁で、随意契約の改善及び共同調達・一括調達の有効活用に係る計画が策定された。

### (3) 調達改善の取組に対する難易度の設定

平成 28 年度調達改善計画の策定から、取組ごとの難易度について、効果

的な取組をA+、発展的な取組をA、標準的な取組をBと表示することが開始された。

平成28年度調達改善計画においては、全ての府省庁が難易度Aの取組を実施し、また、約3分の2の府省庁が難易度A+の取組を実施することとしており、各府省庁は、総じて調達改善に積極的に取り組んでいる。

## 2 平成28年度上半期の各府省庁における自己評価の実施状況

各府省庁は、平成28年度調達改善計画に基づいて上半期に実施した取組について、「目標の進捗状況」、「実務において明らかとなった課題等」、「今後の対応」等をそれぞれ分析・評価し、その結果について外部有識者から意見を聴取した上で、平成28年12月までに公表した。

### (1) 「目標の進捗状況」

各府省庁は、調達改善計画に沿って取組の実進を進めており、難易度の高い取組を含め、進捗状況は概ね「A」と評価された。

### (2) 「明らかとなった課題」、「今後の対応」

課題に対する解決策を具体的に記載している府省庁がみられる一方で、目標の達成に資する課題の分析や対応策が十分に記載されていない府省庁がみられた。

### (3) 外部有識者からの意見聴取

外部有識者からの意見について、記載内容が増加するなど、改善がみられる。しかしながら、依然、外部有識者から具体的かつ実践的な意見を得るための工夫がなされていない府省庁もみられることから、引き続き、効果的な意見聴取に向けた改善が求められる。

また、契約監視委員会等の第三者委員会の構成員として各府省庁の契約実務を熟知している有識者からも意見を聴取するなど、より実情に即した意見を聴取することが望ましい。

## 3 各府省庁における調達改善の取組の具体的な実施状況

### (1) 一者応札の改善

国の契約に占める一者応札の割合の推移は、次表のとおり、13%から17%の範囲で推移してきている。

国の契約に占める一者応札の割合（件数ベース）（単位：％）

平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
14	15	14	14	13	14	16	17	17

出典：公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップについて」及び内閣官房調査

各府省庁は、入札説明会に参加したが応札しなかった者等へのアンケート調査やヒアリング等を通じて、一者応札の要因分析を実施するとともに、競争参加資格や発注単位の見直し、公告期間の延長、メールマガジン等を活用した調達情報の積極的な周知等を含む競争参加者増加のための取組を継続している。これらの取組により、多くの府省庁で一者応札が解消された案件がみられる。

〈平成 28 年度上半期における一者応札の改善例〉

- 法務省においては、一者応札に関する要因分析を踏まえ、公告期間の十分な確保、調達情報提供の充実等、契約の競争性、透明性の向上を図る取組を実施したところ、電力供給契約など 82 件について一者応札が解消された。うち、一者応札解消前と比較可能な 29 件で、合計約 5,019 万円の調達費用が削減された。

また、情報システム関係の調達については、各府省庁とも、CIO補佐官の助言を得ながら、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（平成 26 年 12 月 3 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、仕様書におけるシステムの要件定義を明確化すること、従来の受注者など特定の事業者により有利な仕様内容とならないようにすること等を通じて新規参入を促進するとともに、参考見積の精査を行うよう努めている。しかしながら、新規参入を促進する観点から、仕様書について、先行して運用を行っていた事業者からの引継期間が十分に確保されるような内容とするなどの効果的な取組を一層進めていく余地がある。

複数回一者応札が継続している案件に対して、歳出改革ワーキンググループ委員から挙げられた改善策は、別紙 1 のとおりである。各府省庁は、これらの改善策も活用し、具体的な対応を図るべきである。その際、一者応札の要因を十分に分析し、適切な改善策を選択することが求められる。

## (2) 随意契約の改善

### ア 競争性の向上のための取組

国の契約に占める競争性のない随意契約<sup>1</sup>の割合は、次表のとおり、平成18年度以降低下しており、近年では15%から17%程度で推移している。

国の契約に占める競争性のない随意契約の割合（件数ベース）（単位：％）

平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
37	21	18	16	16	16	16	15	16	17

出典：財務省「契約に関する統計」、公共調達の実態調査に関する関係省庁連絡会議「国が行う随意契約の見直し状況フォローアップについて」及び内閣官房調査

随意契約は、競争入札に付されない点で例外的な契約方式とされており、とりわけ、競争性のない随意契約が締結される場合には、競争が働かないことによる価格の高止まりが生じる懸念がある。各府省庁は、競争性のない随意契約が安易に締結されることのないよう審査を行い、当該契約方式によらざるを得ない場合にはその理由を公表しているほか、仕様を見直すなどして競争性のある契約方式に移行できないか検討する取組を行っている。

規制緩和や技術革新等により競争が可能となっている市場もみられることから、各府省庁は、市場の実態調査を不断に行い、一般競争入札への移行可能性を探ることが求められる。例えば、電力の小売分野については、完全自由化されたことにより、全電圧区分において事業者の新規参入がみられる。したがって、特段の理由がある場合を除き、一般競争入札によることが原則である。なお、需要規模が小さすぎる場合であっても、一般競争入札へ移行するために、複数の需要をまとめるなどの工夫を行うことが必要である。

また、直ちに一般競争入札に移行することが困難な場合であっても、競争性のない随意契約の締結を機械的に継続することなく、公募の実施について、不断に検討することが求められる。さらに、潜在的な新規参入者に対して情報提供を積極的に行うことが効果的であるという観点から、

<sup>1</sup> 「競争性のない随意契約」とは、随意契約から、以下の①から④までを除いたものをいう。

- ① 企画競争によるもの
- ② 公募を実施したもの
- ③ 入札に付しても入札者がいない又は再度の入札をしても落札者がいないため随意契約が締結されたもの
- ④ 少額随意契約

特定の事業者と競争性のない随意契約を締結することが予定されている調達案件について、新規参入が可能である旨を常続的に公示する取組もみられる。

なお、複数回随意契約が継続している案件について、歳出改革ワーキンググループ委員から別紙 1 のような改善策が挙げられている。

#### イ より適正な価格での調達

各府省庁は、随意契約によらざるを得ない場合であっても、例えばシステムの調達に際してCIO補佐官の助言を得るなど、より適正な価格での調達を目指して、適切な仕様の作成や参考見積の精査等を行ってきている。また、価格交渉<sup>2</sup>を実施する府省庁も増えている。

〈平成 28 年度上半期におけるより適正な価格での調達に向けた取組例〉

- 内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府（以下「内閣官房等」という。）は、28 年度上半期において、220 件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施し、うち 94 件について約 5.9 億円の削減効果があった（当初提示額の 3.34%）。

適切に価格交渉を行うためには、マニュアル作成によるノウハウの共有や、データベースによるコスト情報の管理・共有が必要である。また、手続の透明性・公正性の確保の観点から、価格交渉手続のルール化を進めることが適当である。

なお、国の契約はあくまで競争入札によることが原則であり、競争性のない随意契約とし、価格交渉を行うこととした案件についても、その適切性を不断に見直すことが必要である。

#### ウ 少額随意契約の更なる改善

少額随意契約は、事務手続の効率性の観点から随意契約によることができるかとされているものであるが、随意契約の方式によることができる少額の調達であっても、事務負担等を考慮しつつ一般競争入札に移行するなど競争性の向上に努めている府省庁もある。

また、3分の2の本府省庁がオープンカウンター方式<sup>3</sup>を実施しており、限られた事業者から見積書を徴収するといった従前のやり方と比較して、より多くの見積書が提出されるなど、競争性が向上した例が複数みられ

<sup>2</sup> 「価格交渉」とは、随意契約を締結する前に、価格の見積根拠等の精査を通じて、調達案件に適切な仕様及び価格となるようにする行為をいう。

<sup>3</sup> 「オープンカウンター方式」とは、発注者が見積りの相手方を特定することなく調達内容・数量等を公示し、参加を希望する者から広く見積書の提出を募る方式をいう。

る。

〈平成 28 年度上半期におけるオープンカウンター方式の取組例〉

- 総務省は、31 件の少額随意契約について、ホームページ上でオープンカウンター方式を実施した結果、見積書の提出数が増えるなど競争性が向上し、約 262 万円の削減が図られた。

一部地方支分部局等においては、どのような案件についてオープンカウンター方式を実施するかが明確でないとの理由で、取組が進んでいない状況にある。このような状況を改善するために、本府省庁は、自らの経験を踏まえ、地方支分部局等において、どのような契約についてオープンカウンター方式を採用することが適当かを検討し、その内容を地方支分部局等に共有することが有用である。

### (3) 調達合理化に向けた取組

#### ア 共同調達・一括調達の有効活用

##### (ア) 本府省庁における共同調達・一括調達

共同調達・一括調達（以下「共同調達等」という。）は、スケールメリットや調達手続の一部省力化の観点から有効であるところ、本府省庁においては、概ね浸透するに至っている。

##### (イ) 地方支分部局等における共同調達等

各府省庁は、財務省の各財務局を中心に、各地域における地方支分部局等の共同調達等について取組を進めており、平成 28 年度上半期においては、参加官署、実施品目等を調整し、共同調達を推進するための検討会が各地域で開催されたところである。今後は、検討会における議論を踏まえ、具体的な共同調達の円滑な実施に向けて、各地域において府省庁を超えた連携が適切に機能していくことが期待される。

##### (ウ) 共同調達等を実施する上での課題・留意点

共同調達等は、スケールメリットの観点から有効であるが、コスト削減効果を得るには、①スケールメリットが働く調達規模の確保<sup>4</sup>のほか、②納入回数や配送先の集約等を通じて物品の配送やサービスの提供等に係るコストを削減することが極めて重要となっている。共同調達の対象とする品目の選定や実施方法の決定に際しては、これらの点に留意する必要がある。

<sup>4</sup> ただし、規模が大きすぎる場合には、供給者が減り競争が働かない実例が存在することに留意。



また、共同調達の実施により、調達手続の一部省力化が図られる一方で、幹事を務める府省庁の事務負担が過大となっているケースもみられるため、負担の平準化に向けて事務の在り方を見直すことも必要である。

各府省庁は、共同調達等の実施を継続していく中で、グループごとに定期的に、共同調達の効果や事務負担について検証を行うことが望ましい。

#### イ 国庫債務負担行為<sup>5</sup>の活用

各府省庁は、情報システム等物品の調達、公共工事等について、契約の内容に応じ、適正な契約期間を勘案した上で、国庫債務負担行為を活用している。平成28年度上半期においても、国庫債務負担行為を活用して複数年度契約とすることで、経費の節減につながった事案が複数みられた。

#### ウ オフィス関連調達の合理化

一部府省庁は、オフィス関連調達の合理化に取り組んでおり、効果がみられる。このような取組は、経費節減だけでなく事務の効率化にも寄与する普遍的な取組であり、全府省庁において検討されるべきものである。

〈平成28年度上半期におけるオフィス関連調達の合理化に関する取組例〉

- 国土交通省は、出力環境の最適化とコスト縮減の両立を確保する観点から、地方支分部局等において、プリンタ、コピー機、FAX等の出力機器を集約するMPS（マネージド・プリント・サービス）の導入を図り、MPSの導入前と比較して、約9.4億円の経費を削減した。
- 厚生労働省は、アナログ回線・INS回線に代えてひかり回線を導入することにより、約700万円の経費を削減した。

#### エ インターネット取引におけるクレジットカード決済の活用

クレジットカード決済は、従前海外出張経費、高速料金、水道料金を対象に活用されてきているが、インターネット取引を活用した少額の調達についても、クレジットカード決済が活用され、支払事務の簡素化が図られている。

<sup>5</sup> 「国庫債務負担行為」とは、国会の議決を経て、当該会計年度以降（原則5箇年度以内）にも効力が継続する債務を負担する行為であり（財政法第15条）、予算の単年度主義の例外として位置付けられている。

#### (4) 調達改善におけるマネジメントの強化

一者応札や随意契約（以下「一者応札等」という。）の実効的な改善、調達の合理化を実現するために、各府省庁は、調達改善におけるマネジメントを強化する必要がある。

##### ア 調達改善に向けた審査・管理の充実

一者応札等を改善するためには、調達内容、事業者の資格要件や選定方法、随意契約を締結する場合の理由等について十分な事前審査を行うとともに、一者応札等となった要因や価格の適正性等を事後的に精査・分析し、今後の調達改善に活かすことができるような体制を整備することが有効である。

現状、随意契約に関する事前審査は、ほぼ全ての府省庁で実施されており、前回一者応札であった契約についても、約3分の2の府省庁が事前審査を実施する体制を整備している。

また、一者応札等に関する事後審査については全府省庁が実施しており、これら事後審査は、概ね外部有識者の参画を得た委員会等によって実施されている。

課題を抱えた個別案件を改善していくために、当該体制を活用した審査・管理が確実に実施される必要がある。

〈平成28年度上半期における契約に関する事前審査・事後審査の取組例〉

- 厚生労働省は、事業者との契約に先立ち、外部有識者等による事前審査を実施し、指摘事項を反映させた結果、以下のとおり調達が改善された。
  - ・ 随意契約から一般競争入札への移行：112件（約5億4,500万円削減）
  - ・ 一者応札の改善：89件（約5億4,300万円削減）

また、調達合理化に向けた議論がより活発に行われ、確実に効果を得られるようなマネジメントが実施されるべきである。

##### イ 調達改善に資する研修・情報共有の実施

各府省庁は、引き続き、調達事務に係る研修等を通じた人材育成に努めている。また、調達改善に関する知識・スキルの効果的な習得のために、イントラネットや職員向けメールマガジン等のツールを活用している府省庁もみられる。

〈平成 28 年度上半期における人材育成・情報共有の取組例〉

- 情報システム調達の一層の効率化のためにも、システム・セキュリティに関する知識・スキルが必要であることから、金融庁においては、セキュリティ・IT 人材の拡充及び能力向上のために職員を大学院に派遣し、これらの知識・スキルを習得する機会を付与している。
- 経済産業省においては、予算執行職員の執行スキルの向上や執行ノウハウ共有のため、予算執行データベースに、契約、補助金の仕様書等を格納するとともに、仕様書ベストプラクティス集を改訂し、省内に周知した。

費用対効果の高い調達を実践できる人材を育成する観点からは、会計法令に関する研修のみならず、例えば、見積根拠の精査や費用対効果の高い調達方法の選択に当たって必要となるノウハウに関する研修や、一者応札の改善のために必要な市場の実態調査の方法に関する研修等、調達改善に向けたより実践的で多様な内容の研修を実施することが重要である。調達に関する民間のノウハウ等についても積極的に取り入れ、適正価格の追求に資する知見を深化させていくことが望ましい。

また、事前審査及び事後審査の結果から得られる普遍的知見は、一者応札等の改善に向けて、個別具体的な取組を進めていくために有用と考えられるが、現状十分に活用されていない。府省庁内部で審査の結果や指摘された課題等を十分に共有するとともに、研修等でもその結果や課題等を題材とし、調達改善につなげることが求められる。

本府省庁と地方支分部局等で差があったり、地方支分部局等間で差があったりする取組がみられることから、地方支分部局等の調達改善担当者に対して、本府省庁や他の地方支分部局等でのベストプラクティスを浸透させるための研修、情報共有等を実施することも望ましい。

#### 4 総括

平成 28 年度上半期において、ほぼ全ての府省庁が、指針の示す「標準的な取組」を実施しているほか、新たな調達改善の取組も多数実施されている。各府省庁は、調達する財・サービスの特性を踏まえ、外部の意見も取り入れつつ創意工夫を行い、不断に取組を強化していくことが求められる（別紙 2 参照）。

平成 28 年には、行政事業レビューで一者応札等の案件を取り上げ、歳出改革ワーキンググループ委員及び事務局としても、一者応札等が複数回継続している個別案件についてのヒアリングを開始し、当該案件の課題解決に向けた支援を強化した。各府省庁は、これらの外部有識者の指摘も踏まえ、次期契約に向けた改善の検討等を行っている。

今後、各府省庁及び事務局は、調達の変更改善を実現するために、以下のとおり取組を行っていくことが必要である。

(1) 各府省庁における課題を抱えた個別案件に係る審査・管理の強化

一者応札等が複数回継続する案件については、調達価格の高止まりが強く懸念されることなどから、その解消に向けて着実に分析・検討を行っている府省庁がある一方で、従前の調達方法を機械的に踏襲し、必要な分析・検討を十分に行っていない府省庁もみられる。各府省庁は、事前審査・事後審査において複数回継続する一者応札等を確実に取り上げ、改善に向けた具体的かつ真摯な検討を行うことが求められる。

また、各府省庁においては、具体的な改善策を反映させた次期契約をフォローアップし、当該改善策が一者応札等の解消のために有効であったかどうかを検証することが不可欠である。当該改善策を講じても一者応札等が解消されなかった場合には、更に要因分析を実施し、改善に向けた取組を積み重ねていく必要がある。

事務局においても、複数回継続する一者応札等の解消に向けて、引き続きヒアリング等を通じ支援的役割を果たしていくことが求められる。

(2) 府省庁横断的な実践的ノウハウ共有の強化

平成28年9月に事務局が開催した調達改善に関する意見交換会においては、担当者間で活発な意見交換と実践的なノウハウの共有が行われた。

各府省庁において、例えば、メールマガジンを始めとした調達情報の効果的な発信方法、一者応札の要因分析に向けた事業者からの情報収集の方法、オフィス関連調達の合理化など、府省庁間でノウハウの共有がなされることが有効と考えられる取組が引き続き存在している。事務局においては、今後も、調達改善に係る実務上の知見やノウハウ、有益な取組例等を府省庁横断的に共有する機会を提供することが求められる。

# 国の調達に係る契約金額(平成27年度)

参考1

(単位:億円)

合計 79,528	公共工事等 28,348	物品役務等 51,180
防衛省 30,381	2,372	28,009
国土交通省 26,073	21,614	4,459
農林水産省 6,088	1,881	4,207
環境省 3,980	1,332	2,648
厚生労働省 2,511	65	2,446
財務省 2,031	113	1,918
内閣官房等 2,012	636	1,376
経済産業省 1,897	12	1,884
法務省 1,091	142	949
文部科学省 1,007	5	1,002
その他 2,458	総務省 762 外務省 598 警察庁 457 最高裁判所 246 復興庁 105 国会事務局 101 国立国会図書館 53 宮内庁 48 金融庁 30 人事院 25 消費者庁 16 会計検査院 10 公正取引委員会 5 個人情報保護委員会 1	

注: 契約金額は平成27年度に締結した支出原因契約(少額随意契約を除く)である。なお、端数処理(単位未満四捨五入)の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。



府省庁名	競争契約				随意契約												合計		
	件数 (注1)		金額 (注1)		合計				競争性のある随意契約				競争性のない随意契約				件数	金額	
	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合					
															件数	金額	件数	金額	件数
防衛省	(平成26年度)	23,694	51%	6,451	23%	22,337	49%	21,310	77%	14,800	32%	10,893	39%	7,537	16%	10,417	38%	46,031	27,761
	(平成27年度)	16,549	43%	5,888	19%	21,790	57%	24,493	81%	13,957	36%	7,943	26%	7,833	20%	16,550	54%	38,339	30,381
	(平成18年度)	16,205	43%	2,751	13%	21,544	57%	18,126	87%	5,723	15%	6,112	29%	15,821	42%	12,013	58%	37,749	20,876
その他 (注2)	(平成26年度)	1,630	59%	307	64%	1,121	41%	171	36%	221	8%	50	10%	900	33%	121	25%	2,751	478
	(平成27年度)	1,665	61%	296	68%	1,073	39%	140	32%	184	7%	18	4%	889	32%	121	28%	2,738	436
	(平成18年度)	1,558	45%	389	55%	1,879	55%	315	45%	131	4%	37	5%	1,748	51%	278	39%	3,437	704
合 計	(平成26年度)	92,277	63%	49,334	60%	53,477	37%	33,445	40%	30,517	21%	16,629	20%	22,960	16%	16,816	20%	145,754	82,780
	(平成27年度)	83,183	61%	43,045	54%	52,349	39%	36,483	46%	28,878	21%	12,808	16%	23,471	17%	23,675	30%	135,532	79,528
	(平成18年度)	85,602	49%	36,183	48%	88,856	51%	39,941	52%	24,838	14%	12,304	16%	64,018	37%	27,637	36%	174,458	76,124

出典：財務省「契約に関する統計」及び内閣官房調査

注1 件数・金額：各年度に締結した支出原因契約（少額随意契約を除く。）。なお、端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。

注2 その他：人事院、個人情報保護委員会、会計検査院、国会事務局、国立国会図書館及び最高裁判所





## 各府省庁における調達改善の主な取組

## 1. 随意契約の改善

## 【内閣官房等】

- 平成 28 年度上半期において、220 件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施し、うち 94 件について 5.9 億円の削減効果があり（当初提示額の 3.34%）、地方支分部局では、8 件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施し、うち 2 件について 87 万円の削減効果があった（当初提示額の 2.8%）。
- 一部の少額随意契約については、ホームページ上で案件を提示し、平成 28 年度上半期においては、オープンカウンター方式を実施した 36 件中 18 件について 5 者以上（うち 14 件は 10 者以上）の見積書の提出があった。
- 特殊かつ専門性が高い随意契約案件（2 件）について、価格交渉を行う際に民間コンサルティング会社の知見を活用し助言を得るなどして、予算額に比べ約 7 億 6,178 万円の経費の削減を図ることができた。

## 【宮内庁】

- 随意契約審査委員会において、過去に競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理しているものについても、各部局会計担当者が更に改善できる案件が残されていないかを精査した。なお引き続き平成 28 年度における宮内庁全体の随意契約に係る契約情報について HP に掲載した。

## 【公正取引委員会】

- 他省庁におけるオープンカウンターの実施要領、実施事例等を収集し、オープンカウンターの実施方法、対象案件の検討を実施した。

## 【警察庁】

- オープンカウンター方式を積極的に採用し、前年度よりも実施件数、実施部局を拡大した。その結果、新規業者の参入が認められ、競争性・公平性が高められたほか、一部の契約ではコストの削減効果等が認められた。
- 装備資機材等 30 件について価格交渉を実施し、業者の当初提示額と比較して約 5 億円の削減効果が見られた。

## 【金融庁】

- オープンカウンタコーナーにて 6 案件の見積依頼書を公開配布したことにより、約 18 万円削減した。

## 【消費者庁】

- 競争性のない随意契約によろうとする際は、事前に消費者庁総務課長、総務課職員により構成する随意契約審査委員会において、その是非を検討し、やむを得ないものに限定した。平成 28 年度上半期では 7 回開催し、20 件の審査を行うなど、競争性の確保に努めた。

<p>○ 入札等監視委員会において、安易な随意契約となっていないかの検証を行った。</p>
<p><b>【復興庁】</b></p> <p>○ 新規に契約しようとする案件について、競争性のない随意契約によろうとする場合は、契約手続審査委員会により競争性のある契約方式に移行できないか内容等を審査することとしている。なお、前年度に引き続いて行う競争性のない随意契約についても競争性のある契約方式に移行できないか検討を行った。</p> <p>○ 消耗品の購入について、オープンカウンター方式を初めて導入し、複数者からの見積もりを得た。</p>
<p><b>【総務省】</b></p> <p>○ 随意契約又は公募の要件を満たしているかについて、官房会計課に合議し審査を行い、要件を満たしたもののみ公募又は随意契約を行った。</p> <p>○ 北海道総合通信局含む7官署では、少額随意契約の調達において、見積合せ方式ではなく、ホームページ掲載によるオープンカウンター方式を実施しており、約262万円（予定価格と契約金額との総差額）の削減が図られた。</p>
<p><b>【法務省】</b></p> <p>○ 案件ごとに、競争性のある調達方式への移行の検討、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由の精査等を行った。</p> <p>○ 地方支分部局等では、競争性のない随意契約として調達した案件の調達に当たり、競争性のある調達方式への移行の検討等により18件の調達を競争性のある調達方式へ移行し、移行前との費用比較が可能な6件では計447万1,000円の調達費用が削減された。</p> <p>○ 会計法令上随意契約によることが認められる少額調達案件のうち、本省12件、地方支分部局等162件について一般競争入札を実施したほか、地方支分部局等において、オープンカウンター方式による見積合わせを55件実施した。これらの結果、一般競争入札等への移行前との費用比較が可能な地方支分部局等における20件では計279万7,000円の調達費用が削減された。</p>
<p><b>【外務省】</b></p> <p>○ 平成26年度、27年度にわたり1,000万円以上で随意契約となっている案件の洗出しを行い、可能な案件については、競争入札に移行した。</p> <p>○ 情報システムにおいて、CIO補佐官の調達計画の企画、随意契約の相手方との事前の打合せへの参加等を実施した。</p>
<p><b>【財務省】</b></p> <p>○ 競争性のない随意契約によらざるを得ないと整理するものについては、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に限定列举された随意契約理由を決裁に明記し、各部局の会計監査官が審査・決裁することで、適正な契約を行うことができた。その結果、随意契約の割合は平成18年度と比べて件数ベースで23</p>

ポイント減少し、地方支分部局では、他者の参入が見込まれる2件について、より競争性の高い一般競争入札等へ移行した。その結果、平成27年度の契約金額との比較可能な案件1件について、約6万円のコスト削減を図ることができる見込み。

- 少額随契案件（665件）について、一般競争入札又はオープンカウンター方式を実施した。その結果、平成27年度の契約金額との比較可能な案件1件について、地方支分部局におけるコスト削減（約5万円）が図られる見込み。
- 規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネットを活用した調達を実施した結果、業者から提出を受けた最低の見積価格から、本省庁においては約2万円（7件）、地方支分部局においては約4千円（4件）のコスト削減を図ることができた。

#### 【文部科学省】

- 随意契約事前確認公募の実施に向けて、手続きの具体的なルールを策定し、各部局等に周知することで、より適切な調達手続きがとられるよう徹底された。
- 随意契約事前確認公募により当該技術等を有している者がいないことを確認できた一部の調達案件及び著作権等により調達先が特定されている一部の調達案件を対象とした価格交渉の実施に向けて具体的な実施方法を策定するとともに、8件の随意契約について価格交渉を実施し、約923万円（23.4%）の削減効果があった。

#### 【厚生労働省】

- 外部有識者を含む公共調達委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する1,000万円以上の競争入札案件及び500万円以上の随意契約案件（本省分185件、本省以外の部局分72件）に対して指摘（本省分159件、本省以外の部局分14件）をし、随意契約から一般競争入札等、より競争性のある契約形態に112件（本省分12件、本省以外の部局分100件）が移行し、5億4,500万円（本省分2億2,400万円、本省以外の部局分3億2,100万円）の削減効果が生じた。
- 30の地方施設等機関に対し会計事務監査指導を実施し、平成27年度随意契約案件（516件）について、公共調達委員会、公共調達監視委員会の審査をするなど5項目について指導を行った。また、平成27年度一者応札等の案件（一者応札285件、一者応募46件）のうち改善の取組が未実施の案件に対して34項目の指導を実施した。

#### 【農林水産省】

- 会計担当職員等からなる入札・契約手続審査委員会において、随意契約を対象に481件（本省213件、地方268件）の随意契約の理由及び契約相手方等の事前審査を実施したことにより、公正性等の向上が図られた。
- 外部有識者で構成される入札等監視委員会において、随意契約（不落随意契約を含む。）を対象に、75件（本省13件、地方62件）の随意契約の理由及び契約相手方等の事後審査を実施し、次期発注に反映することにより、透明性や公正性等の向上が図られた。
- 少額随意契約が可能な案件のうち679件で一般競争入札を実施した。

- 契約の相手方が特定される一部の調達案件を対象に価格交渉を2件試行的に実施し、うち1件において契約金額が約43万円低減できた。

#### 【経済産業省】

- 平成28年度上半期に締結した随意契約（少額随意契約等を除く。）について、官房会計課長が、競争性のある契約方式への移行が可能か、随意契約によらざるを得ない理由の妥当性があるかといった観点から、承認審査を実施し、安易な随意契約の防止等を図っている。その結果、これまで随意契約であった2件が一般競争入札に移行した。
- 平成27年度事業から、競争性のない随意契約（緊急随契等を除く。）及び公募（入札可能性調査）を経て特定の者と締結された随意契約について、i) 調達価格の妥当性評価に関するセルフチェックリストの作成、ii) 外部アドバイザーによる評価（一定金額以上のもの）、iii) 価格検証結果及びベストプラクティス等の組織的な共有等を実施することとしており、164件のセルフチェックリストが作成された。
- 少額随意契約を行う案件について、提出箱等へ見積書を受け付けるオープンカウンター方式による調達を引き続き実施した。印刷、物品等については、603件実施し、平均6.7者/件の見積書の提出があり、競争性と公平性が確保された。
- 公募（入札可能性調査）を実施した結果として特定の者と締結された随意契約については、平成27年度事業から「調達価格の妥当性評価に関するセルフチェックリストの作成」を実施しており、その結果約2,000万円削減した事業がある。
- 家電製品等の少額物品について、広く簡便に価格情報を収集することができ、安価に調達することができるインターネット取引を活用し、より安価な調達を実施可能とした。平成28年度上半期に実施したインターネット取引に係る調達20件について、参考見積の価格（従来方式）と比べて平均で18%安く調達した。

#### 【国土交通省】

- 調達部局ごとに競争性のある契約への移行可能性を改めて検討する取組を行い、理由等の区分を明確に整理し、その結果を公表した。
- 57件の随意契約を無作為に抽出し対象案件とした上で、30部局に対し、内部監査を実施した。
- 本省・地方支分部局等合わせて16部局でオープンカウンター方式を導入した。結果として、3,019件（7.6億円）の少額随意契約についてオープンカウンター方式が実施され、事務が効率化されるとともに、公正性及び競争性が向上した。

#### 【環境省】

- 平成27年度に随意契約をしていた案件で、平成28年度上半期に参加者確認公募を行った案件が本省で2件、原子力規制庁で2件あり、より随意契約手続上の透明性を確保した。
- 随意契約を予定していた2件について、契約委員会での審査により、一般競争（総合評価落札方式）に移行し、地方支分部局等及び原子力規制庁においても、随意契約（企画競争）から一般競争（総合評価落札方式）に移行する等により、約938万円の削減

が図られた。

**【防衛省】**

- 競争性のない随意契約によらざるを得ないと考えられる調達については、各会計機関に設置された、随意契約の採用の適否を審査する会議体（例えば、防衛装備庁における指名随契審査会）において、随意契約の理由とその内容を審査し、適切な契約方式の適用を確保している。
- 随意契約によらざるを得ない調達については、新規参入が可能である旨とその参入要件をホームページで常続的に公示した。
- 地方支分部局等6官署において、新たに、オープンカウンター方式による調達を実施した。

## 2. 一者応札の改善

### 【内閣官房等】

- 平成 27 年度一者応札案件（28 年度も継続のもの）105 件のうち、36 件が複数者応札に改善した（改善率 34.2%）。
- 分割発注の試行により、防災スペシャリスト養成研修の実施に関する調査検討業務において一者応札から複数者応札に改善するなど受注機会の拡大につながった。

### 【宮内庁】

- 発注予定情報のHP公表、公告期間の十分な確保等により、6 件について一者応札が改善され、比較可能な案件について集計したところ、約 80 万円の削減が図られた。
- 平成 28 年度上半期において、一般競争入札案件で一者応札及び入札不調となった案件 30 件のうち、入札資料を受領したものの応札しなかった業者がいた案件が 10 件あり、該当する業者に入札参加条件等に関するアンケートを実施。その結果を庁内の担当者へ提供し、組織的に情報の共有を図ることにより、一者応札等の要因の共通認識を図った。
- アンケートで得られた意見を担当部局で検討し、人材の準備期間確保のため、入札日を業務開始日の一ヶ月前に変更する等の改善を行うこととした。

### 【公正取引委員会】

- 平成 27 年度に一者応札となった年間単価契約の入札について原因を分析した結果、短納期が不参加の理由と認められたことから、平成 28 年度の入札においては納期を延長したところ、一者応札は解消され、一部の品目について調達金額の削減効果が認められた。

### 【警察庁】

- 公告期間延伸、仕様書の見直し、声かけ等の取組の結果、本庁で 6 案件、地方で 14 案件の一者応札が解消したほか、多くの案件で応札者の増加が見られた。また、比較可能な 6 案件で実績額と比較し、約 594 万円の削減が見られた。
- 入札不参加業者に対するアンケート調査を実施し、本庁においては 281 件のアンケートを回収し、一者応札等の改善に活用した。地方においては、アンケート調査の実施部局数を拡大した。
- 一部地方支分部局において、複数庁舎の電力需要をまとめ、一括調達を行った結果、従前一者応札であった契約について複数者応札が実現した。

### 【金融庁】

- 入札関係資料だけでは業務履行が困難であると思われる 4 案件について、入札説明会を 2 回実施したことにより、入札参加機会の増加に寄与した。
- 複数年度にわたり同一事業者による一者応札が継続している案件については、特定の一者以外には契約の履行が困難である可能性が高いと考えられることから公募への移行を検討した。公募へ移行した際には価格交渉を実施し、上半期においては約 880 万円のコスト削減が図られた。

#### 【消費者庁】

- 前年度に引き続き、複数者への入札参加への呼び掛け、仕様書の見直し、十分な準備期間等の確保、事業者向けのアンケート調査等の取組を行った。
- 適正な価格で契約を行うため、市場価格調査を 10 件（前年度同期 5 件）実施し、複数者から見積書を徴収した。

#### 【復興庁】

- 入札説明会に参加した事業者等のうち入札に参加しなかった者に対してヒアリングを行い、一者応札となった原因を調査した結果、事業者において履行体制を準備する期間が必要との意見があったことから、公告日及び開札日を早める対策を行った。その結果、一者応札の案件が減少した。
- 特定の資格や比較的長期間の実務経験を要件とするものについては過剰とならないよう精査し、また、契約の予定価格の金額に相当する等級の格付については、できる限り幅広い等級の者が参加できるよう、要件を緩和した。
- 業務内容を理解しやすくするため、過去の成果の情報開示に努めた。

#### 【総務省】

- 一般競争入札の実施に当たっては公告期間の 20 日間以上の確保に努めた（全体の 66.8%、過去 3 年間の平均割合 65.9%）。
- 早期の契約締結を行い、準備期間及び執行期間の確保に努めた。また、年間の調達計画について、年度当初にホームページで公表し、発注情報の早期発信を行い、準備期間の確保を図った。
- 評価項目設定、選定結果の適正性について、官房会計課に合議し審査を行った。選定結果（評価点）については、参加者全員に自社の評価点を通知し、また、電子調達システムの入札結果公開情報において、他者の評価点を閲覧できる旨、周知し透明性の確保に取り組んだ。

#### 【法務省】

- 一者応札となっている案件について、個別にその要因を分析し、公告期間の十分な確保、調達情報提供の充実などの契約の競争性、透明性の向上を図る取組を実施した。取組の結果、82 件（本省 10 件、地方支分部局等 72 件）について一者応札が解消され、一者応札解消前の費用と比較が可能な本省における 2 件では約 79 万円、地方支分部局等における 27 件では約 4,940 万円の調達費用が削減された。
- 電力調達について、法務省全体の電力調達の実績及び事業者等へのヒアリング内容について分析した結果、電力規模を一定程度取りまとめることで、複数事業者による応札を見込めることが判明した。

#### 【外務省】

- 単年度ごとに一者応札（応募）で受注している案件を対象に、事業者へのヒアリング等により要因を分析するとともに、複数年度にわたって連続して一者応札（応募）となった案件についても、同様の分析・改善を実施し、資格要件の緩和、事業単位の細

分化を図り、競争性の確保が図られた。結果、平成 28 年度上半期に契約した複数年にわたって連続して一者応札となっていた案件のうち 7 件、平成 27 年度に一者応札で受注していた案件のうち 1 件において、複数者応札となった。

#### 【財務省】

- 一者応札について、公告期間や業務等準備期間の十分な確保、事業者等が入札情報を容易に閲覧できる環境の整備、国庫債務負担行為による複数年度契約の活用等の取組を行った。その結果、平成 27 年度の契約金額との比較可能な案件 1 件について、地方支分部局におけるコスト削減（約 248 万円）を図ることができる見込み。
- 情報システムの調達については、新規参入事業者にとって不利とならないよう 22 件について、公告期間中に既存の設計書や作業報告書等を開示した。その結果、本省庁で 1 件、地方支分部局で 1 件が一者応札から複数者応札に改善した。

#### 【文部科学省】

- 競争入札及び企画競争を実施する案件について、手続きを開始する際には「一者応札・応募の改善チェックリスト」を必ず活用するとともに、結果として一者応札となった場合にはアンケート又はヒアリング調査を実施し、競争性の確保に努めるようルール化した。

#### 【厚生労働省】

- 外部有識者を含む公共調達委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する 1,000 万円以上の競争入札案件及び 500 万円以上の随意契約案件（本省分 185 件、本省以外の部局分 72 件）に対して指摘を行う事前審査を実施し、案件単位で指摘を行った結果、前年度一者応札の案件が 89 件（本省分 33 件、本省以外の部局分 56 件）解消した（本省分削減効果 2 億 8,200 万円、本省以外の部局分削減効果 2 億 6,100 万円）。
- 全て外部有識者で構成される公共調達中央監視委員会では、本省及び地方施設等機関全ての部局が発注する予定価格 250 万円を超える公共工事の契約済案件及び予定価格 100 万円以上の物品・役務の契約済案件（本省分 225 件、本省以外の部局分 349 件）から抽出された案件（本省分 10 件、本省以外の部局分 11 件）を対象に事後審査を実施している。
- 本省のメールマガジンにより、入札公告を登録者 46,064 者に対し 160 件配信した。
- 情報システムの調達に当たり、積極的な情報提供を行った結果、前年度一者応札であった案件 1 件につき、複数の入札者があった（削減効果：1,700 万円）。

#### 【農林水産省】

- 会計担当職員等からなる入札・契約手続審査委員会において、前回一者応札（応募）であった案件等 1,751 件（物品 252 件、役務 1,086 件、委託 413 件）について、応募要件や仕様書等の事前又は事後審査を実施したことにより、公正性等の向上が図られた。
- 事後審査に関する取組として、外部有識者で構成される入札等監視委員会において、



一者応札となった案件（本省及び地方支分部局等を含む。）のうち、181件（本省38件、地方支分部局等143件）の事後審査を実施し、次期発注に反映することにより、透明性や公正性等の向上が図られた。

- 調達情報のメールマガジンの配信（本省：17,820者登録、地方支分部局：14,764者登録）等により、入札参加機会の拡大を図る取組を行った。
- 入札不参加業者へのアンケートを実施し372件（物品58件、役務207件、委託107件）について改善策を検討した。

#### 【経済産業省】

- 平成24年9月に策定した「一般競争入札における一者応札問題の改善策」に基づき、①入札前の自己チェック（前年度一者応札案件について、入札公告前に、セルフチェックリストによる改善策の実施状況等を当該担当課室長が確認）、②開札後・契約前の妥当性等チェック（開札の結果、一者応札かつ高落札率案件について、入札手続等の妥当性等を各部局の筆頭課長等が確認）、③事後第三者チェック（②のうち、同一者連続落札案件について、外部監査人により外部監査を実施）からなる点検プロセスを手順化して、その解消に取り組んでいる（公告前にセルフチェックリストを作成した129件のうち53件が複数者応札となり、平成27年度に外部監査人に審査依頼したもので平成28年度上半期も事業を実施した19件のうち10件が複数者応札となった）。
- 前年度一者応札であったが今年度複数者応札に改善された53件の落札価格は、前年度比で約4億6,000万円削減された。
- 「一般競争入札における一者応札問題の改善策」に基づいて担当課室が作成したセルフチェックリストを全てデータベース化し、ベストプラクティス案件を28年7月に選定した上で、イントラネット等により共有を図った。
- 一者応札であった事業のうち、複数者応札になった事業について、どのような取組が有効であったかを分析し「一者応札改善事例のベストプラクティス集」を平成28年4月に改訂し、省内全職員向けの「会計課メールマガジン」と通じて、省内へ通知した。あわせて職員研修において、一者応札問題の改善策についての講義を実施し、有効な取組等について紹介した。
- 調達情報について、メールマガジン等の広報媒体を活用し、主要な委託費・補助金等に係る公告・公募情報はホームページの掲載だけでなく、プレスリリースとともにツイッターによる配信を実施。メールマガジン登録者数は2万7,843名、ツイッターのフォロワー数は14万9,357名（平成28年10月28日時点）となっている。

#### 【国土交通省】

- 全ての競争契約を対象に、契約手続前の事前検証を実施した。競争入札を行った事案のうち、結果として一者応札となったもの（高額案件（3億円を超えるもの））は42件であり、これらについて、実施した競争環境改善策、原因分析結果、今後の課題等を詳細に記載した個票を作成し、ホームページ上に公開した。
- 会計監査実施計画において、重点監査事項に位置付け、複数年にわたり一者応札且つ

未だに解消していない案件 36 件を監査し、一者応札となった原因究明をどのように行っているか、具体的な対応方法等について確認し、1 件については要因分析が不十分であるとして、今後対応するよう指摘した。

- 一者応札案件をカテゴリー毎に分け原因を分析し、物品等の調達や調査等の役務については、事業者側の経営判断等を原因とするものが比較的多い、システム関係については、業務内容の理解不足を原因とするものが比較的多い、施設・設備の維持管理については、参入参加者の不足を原因とするものが比較的多いといった傾向が確認された。

#### 【環境省】

- 一者応札の改善について、平成 25 年 2 月に発出した大臣官房会計課長通知「調達手続に係る改善方策について」等に基づき、競争参加資格要件の緩和、入札公告・入札説明書等のホームページへの掲載、準備期間の確保、配点の設定、提案書等の分量の適正化、仕様の明確化、報告書等の積極的な開示といった取組を行った。
- 最低価格落札方式及び総合評価落札方式、企画競争方式について、競争参加の必須条件から「入札説明会への参加」を削除するよう関係規定の改正を行った。結果、本省では平成 27 年度に説明会を行った案件で、平成 28 年度は説明会を行わなかった案件が 92 件あった。うち平成 27 年度に一者応札であった案件で、平成 28 年度に複数者が入札に参加した案件が 11 件あり、平均で 21.1%落札率が低下した。
- 平成 27 年度に一者応札であった案件で、平成 28 年度に複数者が入札に参加した案件が本省では 28 件あり、一者応札が改善するとともに約 1 億 4,730 万円の削減が図られた。また地方支分部局等では 7 件あり、一者応札が改善するとともに約 1,573 万円の削減が図られた。原子力規制庁では、平成 27 年度に一者応札であった案件のうち、平成 28 年度に複数者が入札に参加した案件が 15 件あり、約 7,514 万円の削減が図られた。

#### 【防衛省】

- 内部部局においては、一者応札となった場合に、仕様書等を受領したが応札しなかった業者に対して個別にアンケートの提出を依頼し、一者応札の原因把握に努めており、さらに徴収したアンケートについては、調達要求元にも展開し、事後の調達要求における参考とする取組を実施している。
- 内部部局においては、「C I O 補佐官に関する役務」について、総合評価落札方式を実施したところ、応札者が 1 者から 3 者に増加し、契約金額についても、対前年度実績価格に対し約 1,500 万円（約 27.3%）の低減が図られた。

### 3. 一括調達・共同調達の実施

<p><b>【内閣官房等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 汎用的な消耗品（OA消耗品、コピー用紙等）の調達や役務契約（速記、荷物の配送等）を対象に、引き続き15件（15品目）の共同調達を幹事官庁として実施した。</li><li>○ 消耗品の調達については、実施品目の拡大、規格の調整、納入予定回数の明記、納入箇所数の集約など、引き続き更なる仕様の見直しを実施した。</li><li>○ 共同調達による入札参加者の動向や競争性を検証し、スケールメリット効果の低いと考えられる事案については、実施方法の見直しを検討した。</li></ul>
<p><b>【宮内庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 関西地区に所在する宮内庁関係の事務所間で、価格低減の観点から、一括調達をより推進する。</li><li>○ 共同調達により、「電球・蛍光灯他の購入、荷物等の配送業務」等は共同調達実施前に比して約47万円相当（18%）の削減が図れた。</li></ul>
<p><b>【公正取引委員会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 共同調達について、本局では、平成27年度までに実施した14品目のうち13品目について継続して実施するとともに、新たに有料ニュース番組の受信契約、非常用食品及び健康診断業務を加えた16品目の共同調達を開始した。この結果、有料ニュース番組の受信契約については、1か月当たり7,300円の調達金額の削減効果が認められた。</li><li>○ 平成27年度と同様に地方出先機関7か所のうち5か所において、事務用品、コピー用紙等の共同調達を実施し、北海道事務所においては事務用品の対象品目数を増やした。</li></ul>
<p><b>【警察庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 国交省、総務省等と共同調達を実施した。このうち、車両用燃料、事務用消耗品については、新たな官署を加え規模を拡大した。</li><li>○ 平成28年度から雑貨の購入について一括調達を開始した。また、複写機用用紙についても新たな官署を加え規模を拡大した。</li><li>○ 地方支分部局54所属（前年度49所属）において、一括調達を実施したことにより、事務の効率化が図られたほか、一部では、削減効果が認められた。</li></ul>
<p><b>【金融庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 事務用消耗品等19案件について、文部科学省、会計検査院等と共同調達を実施し、発注事務の省力化・効率化に努めた。</li><li>○ 主要な消耗品については月単位で集約するなど、発注事務の省略化・効率化に努めた。</li></ul>
<p><b>【消費者庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 汎用的な消耗品（OA消耗品、コピー用紙等）の調達や役務契約（速記等）について、内閣府等と21件の共同調達を行った。</li></ul>

### 【復興庁】

- 内閣府等とともに共同調達の実施に取り組み、27件について共同調達を実施した。

### 【総務省】

- 国土交通省、警察庁と共同で調達を実施し、調達の回数を減らすことで、事務効率化及び調達全般の低廉化を図った。
- 平成27年度に実施した共同調達等における同品目の価格の比較検証を行った。その結果、例えば、「災害用備蓄用品」のうち一部のものについては単価が前年度比3,316円安価となったものや2,743円安価となったものがあり、節減効果があった。
- 北海道管区行政評価局等62官署において、他官署と延べ266品目を共同調達として実施した（前年度と比較し2品目追加、27他省庁の官署を追加。）。

### 【法務省】

- 共同調達の実施により、例えば、以下の削減効果が得られた。

#### ①【コピー用紙】

- A4紙 1箱当たり 84円（7.5%）削減
- A3紙 1箱当たり 101円（7.5%）削減
- B4紙 1箱当たり 141円（8.3%）削減
- B5紙 1箱当たり 68円（8.0%）削減

#### ②【衛生関係消耗品】

- トイレットペーパー1個当たり2円（4.5%）削減

#### ③【自動車燃料（ガソリン及び軽油）】

- ハイオク1L当たり17円（11.6%）削減
- レギュラー1L当たり17円（12.5%）削減
- 軽油1L当たり12円（9.7%）削減

- 会計機関が設置されている地方支分部局等321官署のうち、307官署において、他官署との共同調達を実施した。これにより、スケールメリットによる契約の競争性の向上及び調達費用の削減が図られたほか、参加官署における事務負担が軽減された。
- 業務への支障を考慮した上、可能な範囲でリサイクルトナーを活用した。本省においては27種類のリサイクルトナーを活用し、活用前との比較が可能なものについて、トナー1本当たり平均1万3,463円（79.4%）削減された。
- 電力調達について、一部の地方支分部局等において、平成29年度調達から、地方ブロック単位等の複数庁舎を取りまとめた共同調達を実施予定。

### 【外務省】

- 外交行囊（※）の発受業務について、従来、各在外公館において個別に契約していたものを本省における契約に統合することにより、在外公館における契約事務及び支払等の事務の軽減が図られた。

#### ※ 外交行囊

外交使節団の通信のため、外部から識別し得る記号が付され、外交上の書類又は

公の使用のための物品の輸送に用いられる包み

【財務省】

- 本省庁では「テント」、「洗濯用液体洗剤」及び「消臭スプレー」等の 11 品目について新たに一括調達等を実施した。
- 地方支分部局では「トイレットペーパー」及び「名札用ストラップ」等の 62 品目について新たに一括調達等を実施したことにより、平成 27 年度の契約金額との比較可能な案件 1 件について、約 9 万円のコスト削減を図ることができる見込み。
- 北陸地区において、北陸財務局が主体となり、27 年度の 5 府省 6 官署から、28 年度は 9 府省 24 官署までネットワークを拡大し、11 件の共同調達を行うこととなった。なお、幹事官署を除く官署においては調達事務が不要となり、大幅に業務が効率化された。

【文部科学省】

- 共同調達・一括調達について、当初から計画していた 14 類型のうち、共同調達・一括調達が可能であった 10 類型を実施した。
- 共同調達開始の前年度と比較可能なものについて、約 920.5 万円 (9.6%) の削減効果があった。主なものは以下のとおりである。
  - ① コピー用紙 (A3 など 4 品目) 約 623.9 万円 (14.9%) 削減
  - ② 図書 (政官要覧など 4 品目) 約 248.1 万円 (18.9%) 削減
  - ③ テープ起こし 約 47.7 万円 (14.8%) 削減

【厚生労働省】

- 本府省間での共同調達に関する取組として、前年度同様、8 品目を対象とした。
- 地方支分部局での共同調達に関する取組としては、6 品目を対象とした。

【農林水産省】

- 平成 28 年度上半期に調達する機会がなかった品目を除き、地方支分部局等 5 官署において従来実施していなかった 11 件を一括調達するとともに、7 官署において参加官署を拡大して 27 件の一括調達を実施した。その結果、平成 28 年度契約における予定数量ベースで、前年度と比較して約 1,590 万円の削減効果があった。
- 電力調達の改善について、地方支分部局等 2 官署において新たに一般競争入札または見積合わせに移行するとともに、3 官署においてこれまで庁舎単位で調達していたものを複数の庁舎でまとめて調達したところ、上半期分の支払実績で単純比較すると、改善のあった官署の総額は前年度と比較して約 334 万円の削減効果があった。

【経済産業省】

- 本省における他府省間との共同調達については、事務用消耗品、紙類 (コピー用紙除く)、OA 機器用消耗品、清掃用消耗品、蛍光灯、トイレットペーパー、災害備蓄用品、クリーニングについて、外務省、財務省 (一部除く)、農林水産省と共同調達を引き続き実施。なお、平成 27 年度からは、公用車向けガソリン、宅配便についても共同調達グループに参加した。その結果、以下の削減効果があった。

<p>① 事務用消耗品（共同調達実施前の平成 20 年度と比較）  契約単価（平均）▲36.2%、契約金額（当省）▲1,087 万円</p> <p>② 紙類（過去 3 カ年平均比）  契約単価（平均）▲2.2%、契約金額（当省）▲1 万円</p> <p>③ OA 機器用消耗品（過去 3 カ年平均比）  契約単価（平均）▲3.8%、契約金額（当省）▲0.7 万円</p> <p>④ 蛍光灯（過去対 3 カ年平均比）  契約単価▲14.6%、契約金額（当省）▲18.5 万円</p> <p>⑤ 災害用備蓄用品（共同調達実施前の平成 22 年度と比較）  契約単価（平均）▲15.8%、契約金額（当省）▲90 万円</p> <p>⑥ 公用車向けガソリン（共同調達実施前の平成 26 年度と比較）  契約単価▲1.5%（レギュラー）、▲2.16%（ハイオク）、契約金額（当省）▲4.5 万円  （レギュラー）、▲7.4 万円（ハイオク）</p> <p>⑦ 宅配便（共同調達実施前の平成 26 年度と比較）  契約単価（平均）▲14.1%、契約金額（当省）▲39 万円</p> <p>○ 平成 28 年度も引き続き、すべての地方支分部局において共同調達を実施している。地方局における共同調達品目の総数（延べ）は 45 品目、地方局における共同調達相手方官署の総数（延べ）は 83 官署。平成 28 年度は、関東局、中部局においてトナー類を追加、北陸支局においてコピー用紙を追加、近畿局において自動車燃料を追加した。北陸支局、近畿局、中国局において、一括調達への参加官署を増加した。</p> <p>○ 本省・外局において、共通して使用等する物品等について、平成 28 年度からタクシーについて、特許庁が一括契約に参加し、利便性が広がった。</p>
<p><b>【国土交通省】</b></p> <p>○ 第十管区海上保安本部内の近隣省庁と清掃業務について共同調達の拡大を行うなど、31 の地方支分部局等で共同調達を実施した。また、一括調達については、56 の地方支分部局等で実施した。以上の結果、全ての地方支分部局等で共同調達又は一括調達を実施した。</p>
<p><b>【環境省】</b></p> <p>○ 共同調達の実施及び対象品目の拡大及び適正化を図り、事務用消耗品の購入については平成 27 年度 203 品目であった対象品目を、平成 28 年度においては 204 品目とした。</p> <p>○ 関東地方環境事務所においては、前年度より 1 品目共同調達の品目が増加した。</p> <p>○ 役務については、平成 27 年度に引き続き、5 件（配送業務、クリッピング業務、クリーニング業務、速記・議事録作成業務、タクシー）の共同調達を行った。</p>
<p><b>【防衛省】</b></p> <p>○ 共同調達の実施により、競争性の向上がみられた例は以下のとおり。</p> <p>① 東北防衛局  東北防衛局においては、新たに健康診断役務において、合同庁舎に入居する他省</p>

庁との共同調達を実施したところ、競争参加者が2者から3者に増加した。

② 近畿中部防衛局金沢事務所

近畿中部防衛局金沢事務所においては、新たに車両検査役務について、合同庁舎に入居する他省庁との共同調達を実施した。共同調達実施前は対象車両ごとに検査の都度、見積合せを実施し、2者の参加があったところ、共同調達実施後は、一般競争入札となって3者の応札があった。

#### 4. その他

##### 【内閣官房等】

- 特殊かつ専門性が高い経費について、民間コンサルティング会社等の専門的知見を仕様の見直しに反映することができた。また、3年間の国庫債務負担行為による長期契約、発注単位の見直し（地域に分散する施設を単位として発注を分割）を伴う一般競争（総合評価落札方式）の採用等により企業の応札意欲が高まり、各施設とも複数者の入札があったことから予算額から25%を削減することができた。
- 政府広報経費のうち、平成28年度上半期における調達（一般競争入札（総合評価））結果と随意契約（企画競争）で調達した23年度を比較すると、新聞記事下広告で約1,907万円の経費を削減。一般競争入札（総合評価）で調達した27年度上半期と比較すると、約292万円の削減となった。

##### 【宮内庁】

- 下半期に予定されている電力調達の改善に係る取組については、入札参加資格の地域要件を広げることにより、競争性を高める。

##### 【公正取引委員会】

- 新規の調達手続の担当者に対し、会計法令等の解説、調達改善事例の紹介等を行う研修を実施した。

##### 【警察庁】

- 会計業務検討会議を開催し、平成27年度下半期の契約について審査し、その審査内容等をホームページに掲載したほか、全国に発出した。また、平成27年度警察庁調達改善計画における年度末自己評価における各部局の取組事例等について全国に情報共有した。
- 外部有識者からの意見を踏まえ、予定価格の積算方法について一部見直しを実施した。

##### 【金融庁】

- 全ての情報システムを調達する際に作成する仕様書について、情報システムの目的・用途と仕様の内容が見合ったものになっているか等の観点から、外部有識者（CIO補佐官）による審査を実施した。
- 全てのシステム調達について、過去の情報システム調達会議等において指摘された点を参考に、情報システム調達の妥当性等を各局総務課長等が検証した。
- 情報システム調達の一層の効率化のためにも、システム・セキュリティに関する知識・スキルが必要であることから、セキュリティ・IT人材の拡充及び能力向上のために職員を大学院に派遣し、これらの知識・スキルを習得する機会を付与している。

##### 【消費者庁】

- 内閣府にて実施される会計担当職員研修に参加した。その結果、参加職員のスキルアップが図られるとともに、講義内容及び資料の共有を行った。



<p><b>【復興庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内閣府主催の会計事務研修に復興庁本庁及び地方局の会計担当者を参加させ、職員のスキルアップに努めた。</li> </ul>
<p><b>【総務省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報システムの調達において、仕様書や積算の妥当性を担保するため、高額案件（予定価格 80 万 SDR 以上、平成 28 年度上半期契約件数 56 件）については、CIO 補佐官との相談結果について会計課合議文書にその評価内容等が添付され、徹底されている。</li> <li>○ 電力調達の改善において、入札業者の拡大のため、調達実施可能な電気事業者に対して声がけを積極的に行った。また、公告期間を 20 日以上とすることを徹底した。応札者数は微減となったが、契約金額は 8 官署総額で前年との比較で約 3,914 万円の減額となった。</li> <li>○ 平成 29 年度予算要求において、複数年度に渡る契約が可能な案件については、国庫債務負担行為の活用を検討を行い、23 件の予算措置を行った。</li> <li>○ 予定価格の統一的な算定方式を検討し、9 月から実施した。これにより試算では約 116 万 5 千円の経費削減が図れた。</li> </ul>
<p><b>【法務省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本省における情報システム案件について、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約を計 12 件締結した。また、調達時には、CIO 補佐官の助言を受けて仕様書等を作成した。</li> <li>○ 地方支分部局等では、庁舎維持管理に係る調達について、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約の活用を図った。</li> <li>○ 平成 28 年度に内部監査を実施した地方支分部局等において、調達改善計画に盛り込んだ取組事項等の実施状況を調査したほか、関係職員に対し、取組事項等の周知を行った。</li> </ul>
<p><b>【外務省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外務本省及び外務省研修所他の電力調達について順次一般競争へ移行しており、複数者による応札により調達している。一般競争への移行が未完了となっている小規模庁舎については検討を行い、平成 29 年度から一般競争への移行に取り組む。</li> <li>○ 平成 28 年度上半期において、事務機器借入等 13 件について国庫債務負担行為を活用した。</li> </ul>
<p><b>【財務省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報システムの高度な知識と豊富な経験を有する契約専門官が、17 人の会計事務職員を対象に、情報システムのコスト構造やコストを見積もる手法、参考見積を用いた予定価格算定方法を習得するための研修を実施することにより、知識の向上を図ることができた。</li> <li>○ 新たに地方支分部局 1 部局においてクレジットカード決済を導入し、導入部局は本省庁 2 部局、地方支分部局 11 部局となるとともに、新たに地方支分部局 2 部局において</li> </ul>

クレジットカードの複数年利用を図ったことにより、事務量を縮減することができた。

- 地方支分部局から派遣される4人の会計職員に対し、大臣官房会計課監査室が実施する会計監査に同行させて監査手法を習得させるなど、人材育成を行った。

#### 【文部科学省】

- 電力調達について、一定の要件を満たした者について入札資格を付与する裾切り方式により一般競争入札を実施したことにより、競争性の向上が図られた。なお一般競争入札に移行した年度の前年度と比較可能なものについては、約20万円(15.1%)の削減効果があった一方で、約23.4万円(24.9%)増加した案件があった。
- インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達を6件実施することにより手続きの効率化を図った。

#### 【厚生労働省】

- 公共調達委員会で審議を行い、新たに1件について、国庫債務負担行為を活用した契約が行われた。
- 職員の調達スキル向上の取組として、調達に係る個別指導を行うための専門職員2名を配置し、30地方施設等機関等の調達担当職員に対して441件の指導を行い、競争性阻害要因の分析や予定価格の妥当性などについて指導を行った。

#### 【農林水産省】

- 情報システムの調達に当たり、43件についてC10補佐官の助言又は確認を受け、うち42件で仕様書の見直しを実施した。
- 公用携帯電話等の電話料金プランの見直しを行い、平成28年5月以降(平成28年5月から9月)と前年度の同時期における支払実績を比較すると、約89万円の削減効果があった。
- 物品・役務等の契約に当たり、省全体で147件(契約金額約411億円)について、国庫債務負担行為を活用した。

#### 【経済産業省】

- 情報システム関係について、予定価格が80万SDR以上となる4件の調達案件について、民間の調達支援業者を活用して適正な仕様を作成するとともに、C10補佐官から仕様など調達に関して助言を得て手続を進めるなど、民間ノウハウ・知見を反映させている。
- 地方支分部局との会合について、テレビ会議等の代替手段を活用することにより出張旅費の削減を図った(テレビ会議は331回、節減効果は2,000万円)。
- 平成28年度上半期でペーパーレスの審議会を143回、審議会用資料を省内の無線LAN経由で配布可能とした。さらに、職員へのコスト意識醸成のため、コピー・プリントの一枚当たりの単価をコピー機・複合機に明示(全部局)した結果、コピー用紙使用量を平成23年度比で約45%削減した。

### 【国土交通省】

- プリンター等の出力機器等を集約化するMPS（マネージド・プリント・サービス）業務について、9部局で導入しており、導入前後の比較で、9.4億円のコスト削減を図った。
- 本省において88台の留め置きプリント機能を有する機器の設置を行い、上半期でコピー用紙約220箱の削減効果があった。

### 【環境省】

- 地方支分部局等における電力調達について、入札公告期間を延長して周知期間をこれまで以上に設ける等した。
- 予定価格の設定においては、市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報を可能な限り収集し、また情報システムの調達においては、CIO補佐官からの助言を活用した。

### 【防衛省】

- 練習ヘリコプター（TH-135）に対する機体部品等供給及び在庫管理、機体定期修理並びに技術活動に関するPBL契約について、6箇年度にわたる長期契約を導入することにより、約26.2億円の経費を縮減した。
  - ※ PBL（Performance Based Logistics）契約  
装備品等の補給、維持・整備に係る業務について、部品等の売買契約または製造請負契約、若しくは修理等の役務請負契約の都度、必要な部品の個数や役務の工数に応じた契約を結ぶのではなく、役務の提供等により得られる成果（可動率の維持・向上、修理時間の短縮、安定在庫の確保等のパフォーマンスの達成）に対して対価を支払う契約を結ぶもの
- 海上自衛隊佐世保地方総監部においては、新たに低圧区分の電力調達5件において一般競争入札を実施したところ、過半の案件において、新規事業者2者が応札し、競争性の向上が図られた。

# 複数回一者応札及び随意契約が続いている案件に対する改善策(例)

複数回一者応札及び随意契約が続く案件に対する歳出改革WG委員からの指摘は以下のとおり。

## ●複数回一者応札

分類	指摘内容
業務内容の開示・引継	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門性の高い業務(研究・調査を含む)については、新規参入を促すために、その専門性のレベルについて明らかにする。そのために、例えば、既存の成果物を可能な限り公表することを検討する。</li> <li>・一つの事業が複数の業務で構成されているなど、履行业者間での連携が必要となる業務については、必要な連携内容を知らせる。</li> <li>・業界紙への積極的な掲載依頼等、情報の発信手段を拡充する。</li> <li>・システムの運用・保守については、引継が円滑になされるよう、各府省庁は設計書やマニュアル類をセキュリティに配慮したうえで可能な限り閲覧資料化する。また、仕様書は引継期間を十分に確保できるような内容とする。</li> </ul>
参加者要件の見直し	<p>参加要件として求める「実績」は、真に必要なものだけに緩和する。特に、公的機関による発注業務の受注実績が要件となっている場合は必要性を検討する。</p>
発注単位(内容)の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一つの業務に異なる性質の業務が含まれている場合及び作業量が多い業務の場合は分割、同様の性質の業務を複数に分けている場合は統合を行うなど、発注単位を適切化する。</li> <li>・一者応札が続く契約企業が、過去その業務を行うために設立されたような企業である場合には、大胆な業務分割・統合を行う。</li> <li>・再委託が含まれている契約について、再委託部分を切り離し分割発注することを検討する。</li> </ul>
発注単位(地域)の見直し	<p>業務の対象となる地域が広すぎる場合の分割や、近隣地域の統合等、地理的に適切な発注単位を検討する。</p>
複数年度契約の検討と更新時の適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約内容に応じて複数年度契約を検討するなど、最も合理的な契約期間を検討する。</li> <li>・複数年度契約を行った場合、契約更新時には特に抜本的な改善を立案する。</li> <li>・情報システムに関しては、「(政府情報システムの整備及び管理に関する)標準ガイドライン」に記載されているように業務見直しを行った上で、システム経費の内訳の確認を行いながら合理化を追求する。</li> </ul>
新規参入業者の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規業者が参入可能な条件を具体的に検討するために、どんな業者が新規参入可能なのか調査する。</li> <li>・国内に受注能力を有する事業者がいないと想定される場合には、外国企業の参入の可能性を調査する。</li> </ul>

## ●複数回随意契約

- ・安易に企画競争を継続せず、総合評価落札方式へ移行する。
- ・これまで競争性のない随意契約だった案件でも、技術革新等の社会状況の変化により、受注可能業者がいなくなるとかを不断に調査し、新規参入の可能性がある場合には公募を実施する。
- ・審議会等における施策検討段階で費用対効果の高い調達の方法について併せて議論する。
- ・修理・メンテナンスの価格交渉に際しては、企業へ工数逦減等により生産性を高めることを働きかける。また、修理に使用する部品について、コスト削減となる場合には修理役務とは別に調達することを検討する。
- ・システム等の大規模な開発については、部品や消耗品に汎用性を持たせるように開発することで、その後の調達において競争性を確保する。

※一者応札等の改善に係る取組としては、上記取組のほか、発注条件や仕様書の見直しといったこれまで各府省庁において実施されてきたものがあることに留意。

## 平成 28 年度上半期調達改善の取組に関するヒアリング等における

### 歳出改革ワーキンググループ委員の具体的な指摘

#### 1. 調達改善の取組状況について

- ・ 政府全体で調達改善に地道に取り組んできた成果が出ており、基本的な取組は各府省庁に浸透してきている。
- ・ 調達改善の取組の成果は、金額で表すことが難しいものが多い中、不断の取組や体制の定着こそが成果といえる。各府省庁は、できる限り具体的な事例や数値を用いて取組の成果を表現しており、評価できる。
- ・ 一者応札の改善は、取組により複数者応札となった事例やその件数によっても示されているのではないか。
- ・ 発注者側の努力が十分に行われている場合であっても、他の状況如何によって一者応札になる場合があることも想定される。例えば、マンパワー不足などの業界が抱える事情や、採算性の判断などビジネスの仕方が変わったことによる民間受注者側の事情がある場合には、応札者数がなかなか増えないこともあり得る。

#### 2. 今後の取組の方向性について

- ・ 調達改善に関するマネジメントの強化は、不断の取組や体制の定着のために行われるものであり、全省庁的に取り組むべき調達改善の「本丸」と考えられる。調達主体である各府省庁において、個別案件の審査・管理を含め、調達プロセス全体のマネジメントの強化を行っていくことが重要である。
- ・ 各府省庁のマネジメント体制を評価する仕組みについて検討する価値がある。
- ・ コストダウンのためにもコストがかかる。細分化された様々な取組を同時並行的に行っている府省庁においては、適正な資源配分と効率化のために、取組の重点化が必要である。

- ・ 調達改善の取組は、調達する財・サービスの特性を踏まえて実施されることが重要である。
- ・ 物品だけでなく、「調査」、「研究・開発」、「広報」といった役務でも、複数の府省庁で類似の調達が行われており、そういった調達の類型ごとに、府省庁を超えて調達のノウハウを共有していくことが有効である。

以上